

## 学校感染症による出席停止の扱いについて

学校保健安全法及び学校保健安全法施行規則により、生徒が学校感染症に罹患している疑いがある場合、あるいは罹患している場合、本人の休養と他者へのまん延及び流行を防止するため、学校は出席停止（欠席扱いとしない）の措置をとることになっています。

お子様が下表の感染症と診断された場合は、医師の指導に従い、静養するとともに、静養に要する期間（出席停止の必要な期間）は登校を控えていただきますよう、お願いします。

### 学校感染症の種類と出席停止

#### 学校で予防すべき感染症の種類と出席停止の期間の種類

| 分類  | 対象疾患                                                                                                                            | 出席停止の期間の基準                                                 |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 第一種 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱<br>痘そう、南米出血熱、ペスト、ジフテリア<br>マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎<br>重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ<br>新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び<br>新感染症        | 治癒するまで                                                     |
| 第二種 | 新型コロナウイルス感染症                                                                                                                    | 発症後5日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過するまで（発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算すること） |
|     | インフルエンザ                                                                                                                         | 発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日経過するまで                                  |
|     | 百日咳                                                                                                                             | 特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで                   |
|     | 麻疹（はしか）                                                                                                                         | 解熱した後3日経過するまで                                              |
|     | 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）                                                                                                                 | 耳下腺、顎下線又は舌下線の腫張が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで                 |
|     | 風疹（3 日ばしか）                                                                                                                      | 発疹が消失するまで                                                  |
|     | 水痘（みずぼうそう）                                                                                                                      | すべての発疹が痂皮化するまで                                             |
|     | 咽頭結膜熱                                                                                                                           | 主要症状が消退した後2日を経過するまで                                        |
|     | 結核                                                                                                                              | 病状により学校医その他の医師において                                         |
|     | 髄膜炎 菌性髄膜炎                                                                                                                       | 感染のおそれがないと認めるまで                                            |
| 第三種 | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症<br>腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎<br>急性出血性結膜炎                                                                         | 学校医その他の医師において<br>感染のおそれがないと認めるまで                           |
|     | ※その他の感染症<br>溶連菌感染症、手足口病<br>ウイルス性肝炎、感染性紅斑<br>ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎<br>流行性嘔吐下痢症〔感染性胃腸炎〕<br>アタマジラミ、水いぼ〔感染性軟属腫〕<br>感染性膿痂疹〔とびひ〕、感染性胃腸炎など |                                                            |

※「その他の感染症」は、学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症とし措置をとることができる感染症です。そのため、「その他の感染症」に生徒が罹患したとしても直ちに出席停止の対象となるということではありません。（ただし、その後、流行が確認された場合は、さかのぼって出席停止扱いとすることができます。）

「学校感染症についての意見書」は提出不要です。診断されたらすみやかに学校へ連絡してください。